



「大手前通り市民花壇」ロゴマーク
利用ガイドライン

令和5年3月策定

1 はじめに

本ガイドラインは、「大手前通り市民花壇」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めたものです。

ロゴマークを利用する際は、本ガイドラインのとおりとします。

2 意義

「大手前通り市民花壇」は、姫路駅から姫路城へと続く大手前通り（十二所前線以北）を3つのゾーンに区分し、一番駅に近い「外曲輪・おもてなしゾーン」の歩道において、姫路城からいったん目を離し、足元の緑と花を楽しんでもらう「緑と花のおもてなし空間」として設置された12箇所の花壇です。毎日の水やりや除草などは周辺のサポーター企業が実施し、年4回（6月・9月・12月・3月）の植替作業については、ボランティアグループや高校生など多くのサポーター団体にご協力をいただいています。さらに、同花壇の取組みにご協賛いただいた市民花壇スポンサーからの協賛金を維持管理費の一部に活用し、官民一体となった持続可能な取組みを実施しています。

そこで、当取組みのさらなる普及と認知度の向上や、広報活動などで幅広く活用していくことを目的にロゴマークを作成しました。

3 コンセプト・ロゴマークに込めたおもい

市民の癒しの花壇である事を真っ先にイメージしました。

サポーターの皆さんが心を込めて植栽、管理している花壇の様子をハート形に集合した花で表しました。草花を育てる楽しさを広い世代に知ってもらえたら良いなと思い、花の世話をする子どもたちのシルエットを配しました。

4 ロゴマークの利用方法

(1) デザイン

本ガイドラインに従って利用できるロゴマークは、以下の4パターンです。ロゴマークを入れるスペースやデザインに応じて、利用するパターンを選択することができます。規定パターン以外の利用を希望される場合は、事前に担当課に相談してください。

【パターン1：ロゴ1行】



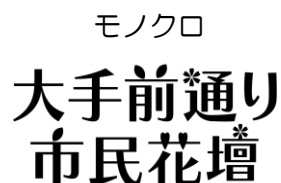
【パターン2：ロゴ2行】



【パターン3：文字のみ1行】



【パターン4：文字のみ2行】



(2) 使用についてのルール

【禁止される使用方法】

- ◆ ふちどりで表示すること
- ◆ 書体を変えること
- ◆ 変形や、傾けること
- ◆ 組み方を変えること
- ◆ 立体的な表現やほかの要素を追加すること
- ◆ サイズバランスを変更すること
- ◆ 影を付けること
- ◆ 白抜きやアウトラインのみで利用すること

【その他のルール】

- ◆ ロゴ周辺にはロゴ以外は配置しないようにすること
- ◆ 他のロゴと併記して利用する場合は、同等に見えるようにすること
- ◆ 原則、背景色は白色など、ロゴマークがはっきりとわかる色にすること

(3) 利用目的

ロゴマークは本ガイドラインに従い、以下の目的で利用することができます。

- ◆ 個人による個人利用目的
- ◆ 本市が承認した事業や商品等の広告目的
- ◆ 企業、団体等による企業・団体内部・外部利用目的

(4) ロゴマークを利用できる方

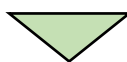
- ◆ 個人、企業、国、地方公共団体、公益法人、その他非営利活動団体等
- ◆ 公序良俗に反せず、かつ反社会勢力との関係がない方

(5) 利用申請

ロゴマークを利用する際には、事前に姫路市の承認を得る必要があります。

申請書提出

- ・「大手前通り市民花壇」ロゴマーク利用申請書（様式第1号）にデザイン案などの必要書類を添えて、郵送、Eメールまたは直接持参にて担当課へ提出します。



審査・通知

- ・基準に基づき内容が審査され、10日程度で承認・不承認が通知されます。
- ・承認を得た申請者にはロゴマークのデータが提供されます。



利用・報告

- ・承認を得た内容の範囲でロゴマークを利用することができます。
- ・成果物の完成後、すみやかに原本を1部担当課へ提出してください。

※下記の事項のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- ◆ 市が利用するとき
- ◆ 市が主催し、又は共催する事業等のために利用するとき
- ◆ 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき
- ◆ 大手前通り市民花壇の取組みに携わっている方（市民花壇スポンサーに登録された方又は大手前通り市民花壇のひめじ街路樹アダプト制度に登録されている方等）が利用するとき
- ◆ その他市長が適当と認めるとき

※承認後、申請内容に変更が生じた場合又は利用を取り止めた場合には、速やかに利用変更申請書（様式第2号）若しくは利用中止届（様式第3号）を提出してください。

※ロゴマークの使用が本ガイドライン及び承認の内容に違反していると認められるときは、ロゴマークの使用承認を取り消す場合があります。その際は、ロゴマーク利用承認取消通知書により通知いたします。

※ロゴマークの利用に際し、疑義が生じた場合には、担当課に相談してください。

(6) 利用料

ロゴマークの利用料は、無料とします。

(7) 利用期間

ロゴマークを利用できる期間は、最長1年とします。1年を超えて利用しようとする際は、再度「大手前通り市民花壇」ロゴマーク利用申請書（様式第1号）を提出してください。

(8) 利用具体例

【利用が認められる例】

- ◆ 大手前通り市民花壇の取組みに係る事業として本市が承認した事業の広告類
- ◆ 本市が承認した商品やサービスに関連付けて利用する場合（商品及びそのパッケージ、企業広告及び商品広告を含み広告类等）
- ◆ 個人による個人的なブログやSNS投稿での利用
- ◆ 企業・団体等の内部及び外部において利用する物品類
例：名刺、事務用品、封筒、社内報、懸垂幕、のぼり旗、業務用車等

【利用が認められない例】

- ◆ 本市が承認していない商品やサービス等に関連付けて利用する場合
- ◆ ロゴマークの顧客吸引力及び信用力への不当な便乗にわたるような様態での利用
- ◆ 本市及び大手前通り市民花壇のイメージを害するなど社会的評価を下げる様態での利用
- ◆ 本市及び大手前通り市民花壇が利用者や利用者の商品・サービスを推奨・補償しているかのように受け止められるおそれのある利用
- ◆ 特定の政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動への利用
- ◆ 法令や公序良俗に反するものに関連付けた利用
- ◆ 第三者に対する誹謗中傷や差別などに関連付けた利用
- ◆ 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するものに関連付けた利用
- ◆ 反社会的勢力に関連付けた利用
- ◆ 上記のほか、本市において不適切であると判断した利用

5 利用責任

ロゴマークの利用は利用者の責任のもとで行っていただきます。

ロゴマークの利用が認められる場合であっても、本市は利用者や利用者の商品・サービス等について推奨や保証を行うものではありません。

ロゴマークが利用された媒体やその内容、本ガイドラインに反するロゴマークの利用、その他、個々のロゴマークの利用について、本市は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

ロゴマークの使用承認を取り消した場合に、利用者に損害が生じても本市は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

6 知的財産権

ロゴマークに関する著作権など一切の知的財産権は本市に帰属します。

ロゴマークの不正利用又は本ガイドラインに反する利用により、本市のロゴマークにかかる知的財産権が侵害された場合、差止請求や損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。

7 本ガイドラインの改定について

本ガイドラインは本市が事前の予告なく改定することがあります。

なお、本ガイドラインが改定された場合は改定後のガイドラインに従っていただきます。

8 問い合わせ・申請書提出先

姫路市 建設局 道路建設部 街路建設課
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電 話：079-221-2613
メール：gairoken@city.himeji.lg.jp